

KB0011769

医療機関・薬局の窓口における資格確認方法

● 更新者：一般職員09

・

曲线 4日前・目印 閲覧数：801929 • ★★★☆☆

◆◇重要なお知らせ◇◆

従来の健康保険証は、令和7年12月1日をもって有効期限が満了となります。それに伴い、12月1日前後で、マイナ保険証や資格確認書の利用者が急増することが予想されます。

医療機関・薬局の皆さんにおかれましては、本記事に記載している、資格確認方法や、マイナ保険証での受付が出来ない場合の対応等を改めてご確認のうえ、**引き続き、患者が適切な自己負担分（3割分等）の支払い**で保険診療を受けられるよう、ご協力をお願いします。

また、患者への対応にあたっては、適宜、記事後半に掲載している周知広報物等をご活用ください。

◇目次◇

【資格確認に関する情報】

- ・ [医療機関等の窓口で資格確認を行う方法](#)
- ・ [マイナ保険証での受付が出来ない場合の資格確認方法・レセプト請求方法](#)
- ・ [「資格（無効）」や「資格情報なし」等の結果が返ってくる場合の対応方法](#)
- ・ [健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱い（令和8年3月31日まで）](#)
←NEW！

- ・ [目視確認モードの活用](#)
- ・ [オンライン資格確認未導入施設における資格確認方法](#)

【その他の情報】

- ・ [マイナンバーカードに関する有効期限](#)
- ・ [患者向けリーフレット](#)
- ・ [オンライン資格確認運用後のよくある質問](#)

・セミナー動画

○医療機関等の窓口で資格確認を行う方法○

医療機関等の窓口で患者の資格を確認する方法は以下のとおりです。

本年12月1日までは、従来の健康保険証が有効期限内は利用可能ですが、それ以降はマイナ保険証（マイナンバーカードまたはスマートフォン）か資格確認書で資格をご確認ください。

これからの医療機関の受診方法（マイナ保険証と資格確認書）

- いま手元にある健康保険証は、記載された有効期限で満了を迎える。
(記載がない場合（被用者保険）は、**最長でも令和7年12月1日まで**)
- 今後は、医療機関を受診する際、

マイナ保険証を**持っている方**

マイナ保険証

マイナ保険証を**持っていない方**

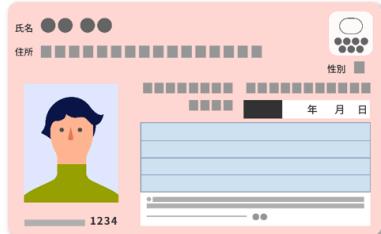
資格確認書

※従来の健康保険証と同様に利用可能

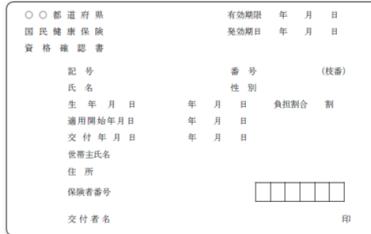
※マイナ保険証未保有者には申請によらず交付

を利用いただくのが基本となる。

マイナ保険証



資格確認書



※資格確認書の詳細は、「**資格確認書について（マイナ保険証を使わない場合の受診方法）**」をご確認ください。

○マイナ保険証での受付が出来ない場合の資格確認方法・レセプト請求方法○

何らかの事情でマイナ保険証（マイナンバーカード・スマートフォン）で受付が出来ない場合でも、**有効な保険資格を有する方が適切な自己負担分（3割分等）の支払いで保険診療を受けられる**よう、診療報酬請求を行うための情報を以下 の方法で収集するなど、ご協力をお願いします。

マイナ保険証（マイナンバーカード）で受付が出来ない場合の例

1. マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ等

- 患者のマイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れや
ICチップが破損し、読み取れない



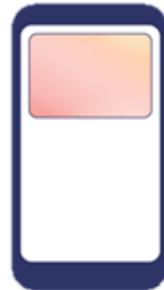
2. 機器トラブル等

- ネットワークエラー、顔認証付きカードリーダーが起動しない等
の理由で資格確認ができない

マイナ保険証（スマートフォン）で受付が出来ない場合の例

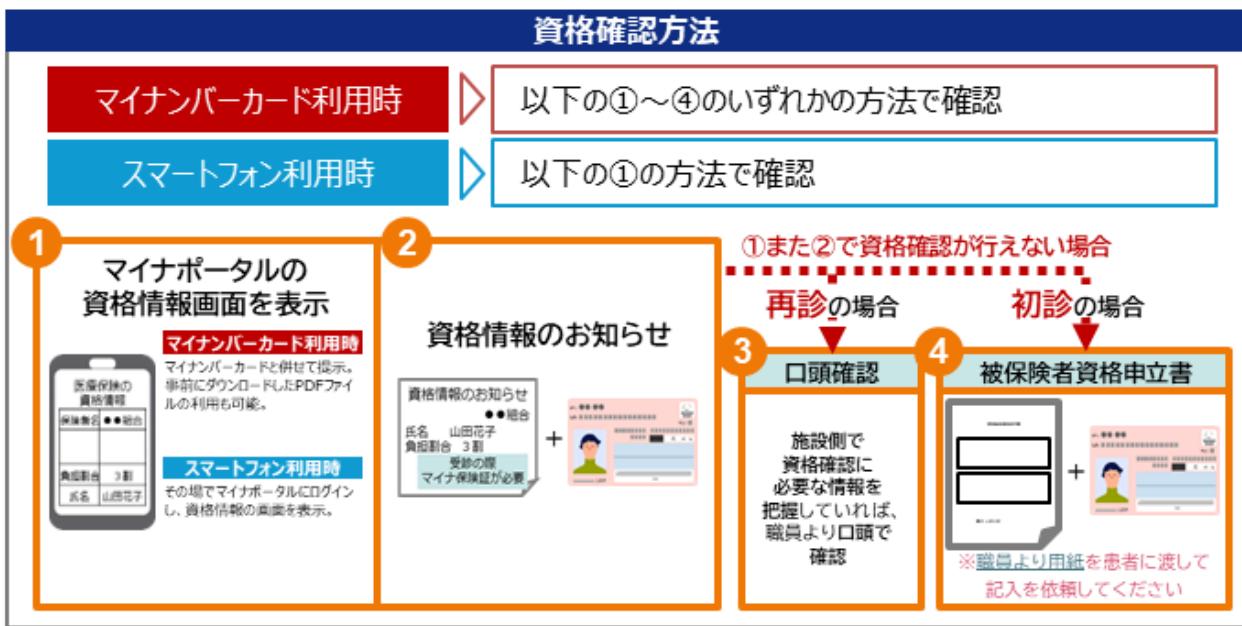
1. 機器トラブル

- ネットワークエラー、汎用カードリーダーの故障等の理由で資格確認ができない



2. スマートフォンによるオンライン資格確認の環境を整備していない

- スマートフォンによるオンライン資格確認の環境を整備していないが、
患者がスマートフォンのみを持参した



※マイナポータルの画面表示方法、資格情報のお知らせについて知りたい方はこちら
(マイナンバーカードが破損している場合や電子証明書が切れている場合は、マイナポータルへログインはできません)

※被保険者資格申立書はこちらからダウンロードいただけます

レセプト請求方法

● 上記①、②で資格確認ができた場合

①、②で確認した被保険者番号を入力してレセプト請求を行ってください。

● 上記③、④で資格確認を行った場合

以下のA→B→Cの順に可能な方法を選択して、レセプト請求を行ってください。

- A) 患者からの聞き取り等から確認できた「現在」の被保険者番号等を入力する
- B) オンライン資格確認における「資格（無効）」画面や過去の受診歴等から確認できた「過去」の被保険者番号等を入力する
- C) 被保険者資格申立書に記載された患者の住所・連絡先等を摘要欄に記載の上、被保険者番号等は、不詳として「7」を必要な桁数分入力する



「過去の被保険者番号等」での請求について知りたい方はこちら

喪失済みの資格（旧資格情報）に基づき診療報酬請求等を行った場合であっても、医療費の審査支払の時点で新たな保険者等からデータ登録がなされている場合には、オンライン資格確認等システムのレセプト振替機能（※1）を活用して、医療機関等へ明細書を返戻することなく、当該新たな保険者等に対して医療費請求を自動的に振り替えられます。

※1 レセプト振替の対象外となる事例もございます。詳細は以下URLをご覧ください。

【レセプト振替分割に係る概要】

<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000836159.pdf>

エラー等の解消方法について知りたい方はこちら

顔認証付きカードリーダーが正常に動作しない（画面が動かない）、顔認証ができないなど
オンライン資格確認を行えない状態となった場合の解消方法をご紹介しております

○「資格（無効）」や「資格情報なし」等の結果が返ってくる場合の対応方法○

「資格（無効）」または「資格情報なし」等の結果が返ってきた場合においても、有効な保険資格を有する方が適切な自己負担分（3割分等）の支払いで保険診療を受けられるよう、以下の方法で資格確認及びレセプト請求を行ってください。

「資格（無効）」等が表示された場合の対処方法はこちら

「資格（無効）」や「資格情報なし」等の結果が返ってくる場合の例と
その際の資格確認方法・レセプト請求方法をご紹介しております

○健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱い（令和8年3月31日まで）○

令和7年12月2日以降、期限切れに気がつかずに健康保険証を引き続き持参してしまった患者や、保険者から通知された「資格情報のお知らせ」のみを持参する患者も想定されます。

そういう患者については、加入している保険者によらず、保険給付を受ける資格を確認した上で適切に受診が行われるよう、被保険者番号等によりオンライン資格確認を行ななどした上で、3割等の一定の負担割合を求めてレセプト請求を行うことが可能です。

こうした対応は令和8年3月までの暫定的な対応であり、次回以降の受診時にはマイナ保険証か資格確認書を必ず持参いただくよう呼びかけて下さい。

○目視確認モードの活用○

マイナンバーカードをご利用される方が、何らかの事情により、顔認証付きカードリーダーで「顔認証」や「暗証番号」入力が出来ない場合、職員の「目視確認」による本人確認が可能です。

暗証番号を忘れたり、ロックされた場合や、患者本人の体調・状況が悪化して顔認証や暗証番号の入力操作がうまくできない場合などに、ご活用ください。

なお、令和7年4月からシステムが改善され、事前に「目視確認用パスコード」を発行いただくことで、顔認証付きカードリーダーの操作のみで、目視確認モードをご利用いただけるようになりました。

詳細は、「【お知らせ】オンライン資格確認等システムにおける目視モード改善対応について」でご確認のうえ、事前に「目視確認用パスコード」を発行してください。

○オンライン資格確認未導入施設における資格確認方法○

オンライン資格確認導入の原則義務付けの例外とされている医療機関・薬局（例：紙レセプトによる請求が認められている場合）など、オンライン資格確認を未導入の施設における、マイナ保険証をお持ちの患者の資格確認方法についてまとめております。

オンライン資格確認未導入施設
(義務化対象外/経過措置対象施設)
におけるマイナ保険証での資格確認方法



○マイナンバーカード・電子証明書の有効期限○

マイナンバーカードには、

- ①カード本体の有効期限（発行日から10回目の誕生日（未成年者は5回目）まで）
 - ②カードに搭載された電子証明書の有効期限（発行日から5回目の誕生日まで）
- の2種類が設定されています。

①②とも有効期限満了日が属する月の末日から3か月間は、マイナ保険証として利用可能です。

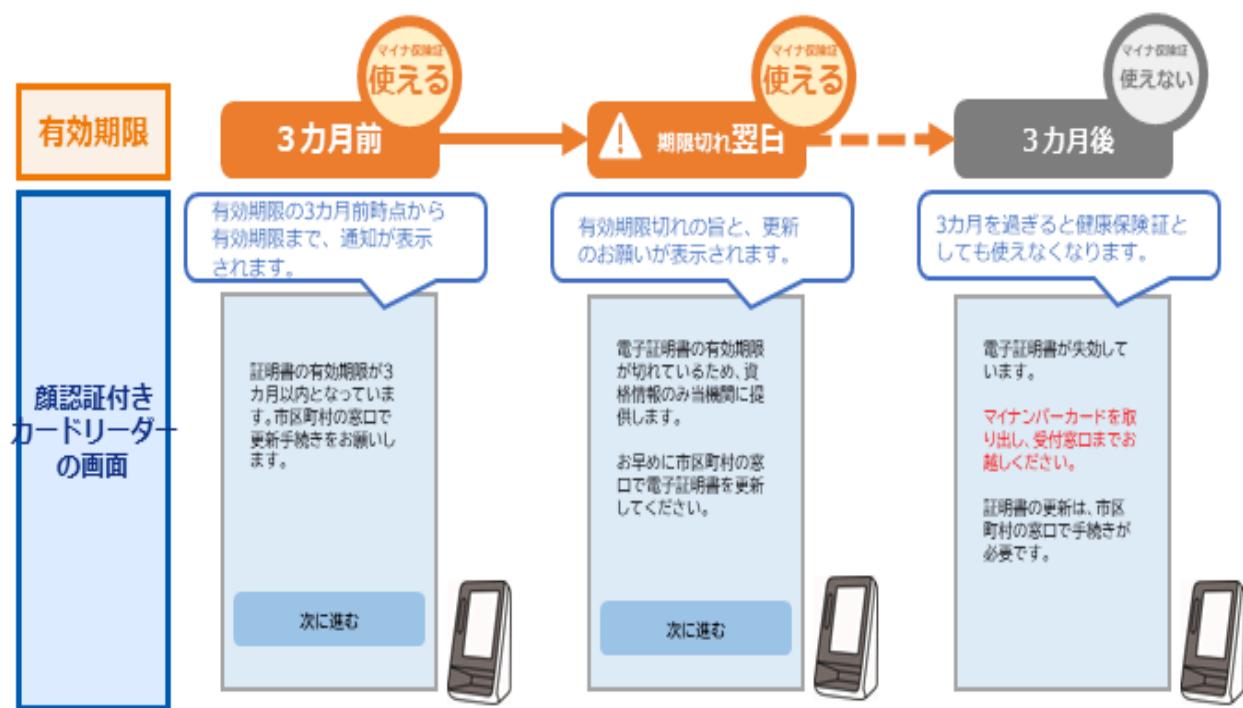
ただし、保険資格情報の提供のみで、診療情報、薬剤情報等の提供はできません。

なお、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限は、医療保険の資格とは別に定められているものであり、電子証明書の有効期限切れとともに、医療保険の資格自体が喪失するものではありません。

また、顔認証付きカードリーダーでも、有効期限の3か月前からアラートが表示されます。

表示される内容は以下をご確認ください。

顔認証付きカードリーダーで表示されるアラート例



○患者向けリーフレット○

患者や利用者等に説明するためのリーフレットとしてご活用ください。

患者や利用者へお伝えしたい内容別に、各種周知広報物のリンクを掲載しています。

<マイナ保険証について基本事項を周知したい>

▲ご注意ください！

令和6年12月2日から
従来の健康保険証は
発行されなくなりました

（※現行の「マイナンバーカード」はそのまま使用可能ですが、新規発行はできません）

とっても
カンタン！

医療機関等を受診の際は
マイナンバーカード
をご利用ください

1 受付

スマートフォン
マイナンバーカード
カードリーダー
QRコード
スマートフォン
マイナンバーカード
カードリーダー
QRコード

2 本人確認

本人確認用
QRコードを読み取ってください。
確認用
QRコード

3 同意の確認

同意する場合は「同意する」を選択
しない場合は「不同意」を選択

4 受付完了

受付が完了しました。

カード裏面を表示！

マイナ保険証の概要（使い方・利用登録方法・メリットなど）

マイナ保険証の概要（使い方・利用登録方法・メリットなど）　※電子処方箋対応施設向け

〈マイナ保険証と資格確認書について基本事項を周知したい〉

(汎用版) 国民向けリーフレット

※ご高齢の方向け、配慮が必要な方向けのリーフレットも厚生労働省のWebサイトに掲載しております。

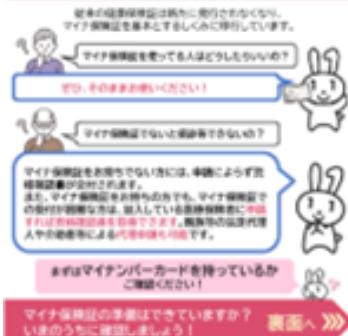
以下よりご確認いただけます。

ご高齢の方向けリーフレット

配慮が必要な方向け リーフレット

〈ご高齢の方等に対して健康保険証の切替えについて周知したい〉

お手元の健康保険証の有効期限をご確認ください。
令和7年7月31日以降、順次満了となります。
健康保険証の有効期限が切れたらあとは、
マイナ保険証か資格確認書
で医療機関・薬局にて受付をしてください。



マイナ保険証の手續はできていますか？
いまのうちに確認しましょう！ [画面へ](#)

マイナンバーカードを健康保険証として
使うために利用登録をしておきましょう！

ご自身の登録状況がわからないときは？

医療機関等の受付窓口に設置されている機器
受付カーデリーダーにマイナンバーカードを
差し込むと、利用登録が済んでいない方には、その
旨で利用登録の案内がされます。

受付に適用する医療機関やカードリーダーの種別などは、
受けつけられないことがあります。受付の範囲にお気をつけください。

他の方法で確認したいときは

- スマートフォン・マイナンバーカードを登録します
- マイナポータルでマイナポータルアプリでログインします
- 「健康保険証」を押します
- 「登録済みか?」を確認します

0120-95-0178 [QRコード](#) [お玉せき](#)

(汎用版) 高齢者等向け保険証切替えリーフレット

<受付での資格確認方法について周知したい>

これまで通りの自己負担額で
保険診療を受けられます

医療機関・薬局で提示するもの

マイナ保険証

マイナポータルカードの電子証明書の確認方法について解説する部分

マイナ保険証

マイナ保険証での受付が出来ない場合

マイナポータルカードの電子証明書の確認方法について解説する部分

マイナ保険証

医療機関・薬局では、
以下のいずれかで受付をお願いします

マイナ保険証

健康保険証

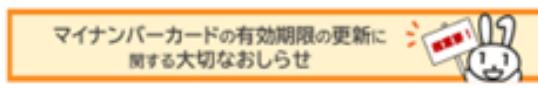
資格確認書

0120-95-0178 [QRコード](#) [お玉せき](#)

詳細版：医療機関・薬局の受付での資格確認方法（マイナ保険証／（有効期限内の）健康保険証／資格確認書）

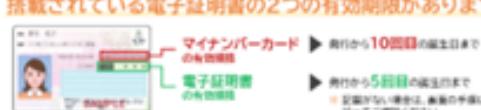
簡易版：医療機関・薬局の受付での資格確認方法（マイナ保険証／（有効期限内の）健康保険証／資格確認書）

<マイナンバーカードの電子証明書の更新方法等について周知したい>



マイナンバーカードの有効期限の更新に関する大切なおしらせ

マイナンバーカードには、カード本体と搭載されている電子証明書の2つの有効期限があります。



マイナンバーカード本体の有効期限が切れると同時に、カードに搭載している電子証明書も有効期限が切れます。

マイナンバーカード本体と電子証明書で更新手続が異なります。

有効期限の2ヶ月前より市町村に有効期限通知が届けられます。

通知が来ていなくても有効期限の3ヶ月前から更新ができます。

同時にパンフレットをご一読のうえ、専用紙もってお手軽に更新手続をお願いします。

マイナンバーカードの更新手続

以下のいずれかの方法で、事務申請が必要です。

- ・オンライン(スマートフォン／パソコン)
- ・専用写真機
- ・郵送

事務申請後、交付通知書が届きますので、市町村窓口へ持参して新しいカードの受取を受けてください。



電子証明書の更新手続

マイナンバーカードと有効期限通知を併せて、お住まいの市町村窓口にて更新手続をしてください。

更新の流れ



画面に記載のない電子証明書の有効期限は、どこを見ればわかるの?

電子証明書の有効期限は、

マイナポータルでもご確認いただけます。

カード登録の有効期限のほか確認したい場合は、カードの裏面で確認してください。



電子証明書の有効期限が3ヶ月未満のユーザーには、

有効期限についての案内が表示されます

以下のような案内が表示されましたら、速やかに更新手続をお願いいたします。

マイナポータル

ログイン時

マイナポータル

電子証明書

確認用付き

カードリーダー



これらの更新アラートは、電子証明書の有効期限(5年)だけでなく、マイナンバーカード本体の有効期限(10年)の前に表示されます。

まずは、お手元に届いた有効期限通知書をご確認ください。

有効期限内に電子証明書の更新手続ができなかったら

どうすればいいの?

有効期限内に更新できなかった場合は、マイナンバーカードをお持ちの上、お住まいの市町村窓口で再発行手続をしてください。

電子証明書は別途更新できます。

電子証明書を有効期限満了日の未満から3ヶ月間は、マイナ保険証として使用することができます。ただし、医療用各種券の使用のみで、診療券・薬剤券等の使用はできません。



マイナンバーカードの有効期限の更新に関する大切なおしらせ



マイナ保険証利用時には
電子証明書の有効期限をご確認ください!

(令和7年6月時点)

利害者証明用電子証明書(数字4桁)とは

- ・電子証明書とは、「ログインした者が、あなたであること」を証明するものです。
- ・健康保険証利害者や、インターネットサービスにログインする際に利用します。

こんなことに慣れています!

- ・マイナ保険証としての利用
- ・マイナポータルへのログイン
- ・コンビニでの医療券券売店サービスの利用

電子証明書も利害者の証明として、安心・安全な利用ができるようになります。

電子証明書の有効期限について

電子証明書の有効期限は、半額額らず発行日から5日の誕生日までです。

マイナンバーカードそのものの有効期限は?

発行日から10年の誕生日(成年子女含む)までです。

- ・マイナンバーカードの更新は、空港などで受けなければ、郵便局で郵送して空港場に提出されると、そのまま新しいマイナンバーカードと交換できます。
- ・マイナンバーカードの更新は、市町村の窓口で直接手続きを行います。

電子証明書の有効期限を確認するには?

マイナンバーカード裏面の「本体誕生日」に記載されています。

記載がない場合は、裏面の手書きでマイナポータルから確認ください。

マイナンバーカードの裏面

マイナポータルにログイン

マイナポータル

電子証明書の有効期限

詳しく述べ

医療機関・薬局に設置されている顔認証付きカードリーダーでも
電子証明書の有効期限のアラートが表示されます

マイナ保険証利用について

有効期限

カードリーダーの画面

マイナ保険証利用について

3ヶ月

カードリーダーの画面

マイナ保険証利用について

3ヶ月間

カードリーダーの画面

マイナ保険証利用について

</

資格確認方法以外にもご不明点がある方はご覧ください。

オンライン資格確認運用後の よくある質問



○セミナー動画○

医療機関・薬局の窓口に訪れる患者に対する資格確認方法等に関するセミナーを、令和7年7月11日に開催し、アーカイブも公開しております。

ぜひご視聴ください。



動画URL : <https://www.youtube.com/watch?v=CZLZBks1v8E>

資料URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001332947.pdf>

固定リンクのコピー

役に立ちましたか？

はい

いいえ

63% が「役に立った」と評価しています

この記事を評価 ★ ★ ★ ★ ★